

(その1)

# 收支報告書

(ふりがな) 1 政治団体の名称	とうきょうかゆうかい <b>東京鹿優会</b>
〒124-0024 2 主たる事務所の所在地	東京都葛飾区新小岩1-51-4 株式会社Ne' Style内
3 代表者の氏名	初鹿 明博
4 会計責任者の氏名	家森 健
5 令和3年分	

団体コード	02902919200111
前年繰越額	86,571 円

事務担当者の氏名 初鹿 明博

電話番号 03-6231-4578

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合

100880

※該当箇所に  すること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	党
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体	
<input type="checkbox"/> そ の 他 の 政 治 团 体 の 支 部	
活動区域の区分	
東京都内	

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
公職の種類	衆議院議員 (現候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	初鹿 明博
(※) 資金管理団体の指定の期間	
年 月 日 から	
年 月 日 まで	

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者 の氏名	初鹿 明博
公職の種類	衆議院議員 (現候)
(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日 から	
年 月 日 まで	

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

## 都 団 体 用

(その2)

## 収 支 の 状 況

項 目	金 額	項 目	金 額
I 収 入 総 額 (1)～(2)の計	86,571	II 支 出 総 額 1～2の計	86,554
(1) 前年からの繰越額	86,571	1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	49,124
(2) 本年の収入額 1～6の計	0	(1) 人 件 費	
1 個人の負担する党費又は会費		(2) 光 熱 水 費	8,118
(党費又は会費を納入した人の数)	人	(3) 備品・消耗品費	
2 寄附 (1)～(2)の計		(4) 事 務 所 費	41,006
(1) 寄附の区分 ア～ウの計		2 政治活動費の合計 (1)～(6)の計	37,430
ア 個人からの寄附		(1) 組 織 活 動 費	37,430
(うち特定寄附)		(2) 選 挙 関 係 費	
イ 法人その他の団体からの寄附		(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 ア～エの計	
ウ 政治団体からの寄附		ア 機関紙誌の発行事業費	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		イ 宣伝事業費	
(2) 政党匿名寄附		ウ 政治資金パーティー開催事業費	
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入		エ その他の事業費	
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入) (1000万円以上の政治資金パーティー)		(4) 調 査 研 究 費	
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入) (1パーティーで1人20万円超の支払)		(5) 寄附・交付金	
((2)のうち対価の支払いのあっせんによるもの)		(6) その他の経費	
4 借 入 金		備 考	
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
6 その他の収入 (1)～(2)の計		III 翌年への繰越額 (I - II)	17
(1) 10万円未満のものの計			
(2) 10万円以上のものの計			

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	①.光熱水費	2.備品・消耗品費	3.事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計					
その他の支出	8,118				
合計	8,118				

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	1. 光熱水費	2. 備品・消耗品費	③. 事務所費
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計					
その他の支出	41,006				
合計	41,006				

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 ( 駐車場代 )		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計			(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。		
その他の支出	2,890		(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。		
合計	2,890		(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。		
			(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	組織活動費 ( ガソリン代 )		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この 頁 の 小 計			(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。		
その 他 の 支 出	25,340		(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。		
合 計	25,340		(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。		
			(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		組織活動費（渉外費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計					
その他の支出	9,200				
合 計	9,200				

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の( )の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選舉関係費(陣中見舞)」など。

(その17)

# 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について□してください。

(注) 有に□の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

(その20)

# 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年5月31日

政治団体の名称 東京鹿優会

会計責任者の氏名 家森 健



（↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

代表者の氏名



（注1）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

（注2）「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

（注3）国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

## 政治資金監査報告書

令和4年5月31日

東京鹿優会

代表 初鹿 明博 殿

登録政治資金監査人

田名網一喜

登録番号 第3839号

研修修了年月日 平成22年12月27日

### 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、東京鹿優会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は微取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、東京鹿優会の主たる事務所において行った。

### 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

### 3 業務制限

東京鹿優会と私の間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上